

令和3・4年度奥州市小規模修繕事業者登録申請の手引き

1 目的

この登録制度は、奥州市が発注する小規模な工事請負及び修繕業務について、市内の小規模な事業者への受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ろうとするものです。

2 小規模修繕の対象

契約金額130万円未満の工事請負又は契約金額が50万円未満の修繕業務で、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易なもの。

※ 給水装置や排水設備の工事は、市の指定店に依頼することとしているため、小規模修繕の対象にはなりません。

3 登録者の取扱い

小規模修繕を発注する際の見積依頼業者を選定する際、登録事業者から積極的に選定するものです。

登録をしても、必ず市から契約を受注できるとは限りませんので、あらかじめ御了承願います。

4 登録できる者の資格要件

- (1) 奥州市内に主たる営業所を置く小規模な事業者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
- (3) 市営建設工事又は役務・賃貸等の奥州市競争入札参加資格審査申請による資格者でない者
- (4) 法令、条例等の規定により許可、認可、届出等を必要とする業務にあつては、当該許可等を受けている者
- (5) 奥州市の市税に未納がない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請していない者
- (7) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第7条に規定する暴力団関係者に該当しない者
- (8) 公共発注の相手方として不適当でない者

5 提出書類

- (1) **奥州市小規模修繕事業者登録申請書（様式第1号）**

(2) 希望する小規模修繕種別（様式第2号）

複数の種別を選べますが、確実に履行できるものを選んでください。

(3) 申請者が法人の場合は、当該法人の商業登記簿謄本又はその写し

発行後3か月以内のもの（法務局発行）

申請者が個人の場合は、身分証明書又はその写し

発行後3か月以内のもの（本籍地の市区町村役場の戸籍担当課（奥州市は本庁市民環境部市民課、江刺・胆沢総合支所市民生活グループ、前沢・衣川総合支所市民福祉グループ）で発行）

(4) 許可等が必要な業種を希望する場合は、許可・認可等証明書の写し

(5) 暴力団関係者に該当しない旨の誓約書（様式第3号）

別紙参照の記載事項を読み了解したうえで提出のこと

(6) 返信用封筒（受理票が必要なとき）

（長形3号、宛先を明記し84円切手を貼付したもの）

6 申請書様式の入手方法

申請書の様式は奥州市ホームページからダウンロードすることができます。

7 提出方法等

(1) 提出書類の規格

A4判

(2) 提出方法

郵送

(3) 提出期間

令和3年2月1日（月）から随時。令和3年2月1日（月）以降の消印又は受付印のあるものに限り受け付けます。

令和3年4月1日（木）からの登録を希望する場合は令和3年3月1日（月）までに送付してください（消印有効）。

(4) 提出先

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市役所財務部財政課契約係

※封筒の表に「小規模修繕」と表示してください。

(5) 提出部数

1部

8 資格者名簿の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

令和3年3月2日以降の日の消印又は受付印のものは、令和3年4月2日以降の登録と

し、認定日から令和5年3月31日までとします。

9 資格者名簿に登載したときの通知

資格者名簿に登載したときは、当該資格者に通知します。

10 登録内容の変更

申請後において、申請書の記載事項に変更があったとき、廃業等により営業できなくなったとき、登録を辞退したいときは、書面（任意様式）で届け出てください。

11 登録の取消

登録後において、申請書等に故意に偽りの事実を記載したことが明らかになったとき、資格要件を有しないことと認められるとき、廃業又は登録辞退の届出があったときは、登録を取消しの上通知します。

12 申請に関する問合せ先

奥州市財務部財政課契約係

【電 話】 0197-34-1767

【F A X】 0197-23-5240

【メール】 zaisei@city.oshu.iwate.jp